

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

23 96/6/15

¥100

CTBT交渉 - 議長草案出る

前文の強化がなお課題

6月末へエンド・ゲーム

5月28日にジュネーブ軍縮会議(CD)の核実験禁止委員会ラマカー議長(オランダ)は、待望のCTBT(包括的核実験禁止条約)の議長草案を提出した。CTBTの年内締結には、6月28日までつづく第2会期中に条約案の合意が必要であり、時間的にぎりぎりの草案提出であった。これを基礎にして各国の妥協が成立するかどうか、予断を許さない。

議長草案は、各国の主張の対立点(本誌21号参照)について、できるだけ多くの国の支持がえられるように配慮されている。しかし、3月末に出された議長の「作業文書」とちがって、草案には一切の括弧は存在しない。そのまま条約になりうる完全な形を整えている。ただラマカー議長は、「これを呑むか、呑まないか」という案ではなくて、修正可能な案であることを強調している。

草案は、前文、17条項、付属文書(検証など)、議定書よりなる。項目ごとの説明は次号に譲る。

議長草案に対する各国の反応は、概して良好であると伝えられる。議長草案の提出が予想されたとき、インド、パキスタン、中国、ロシアはそれに反発した。パキスタンの大使は「天から降りてきたような条約は、交渉の妨げになる」と警告した。しかし、ほとんどの国は議長草案の必要性を感じており、提出されたときに時期尚早という国はなかった。

議長がオランダに所属するため、西側寄りだとの指摘はあった。しかし、米国やイギリスは、立ち入り検査で議長案は非同盟グループ寄りであると批判した。

残りわずかな会期を残してエンドゲームが始まったといえるが、ロシアの選挙

結果、イスラエル、インドの新政権の出方など、交渉の外での波乱要因も存在している。

議長案で、多くの注目を集めているのは、「発効手続き」である。ラマカーは最近出されたイギリス案を採用して、検証のための観測地点を設置することになっている37カ国の批准を発効の条件とした。それは五つの核兵器国、三つの事実上の核兵器国を含むのである意味では妥当な内容である。しかし、別の観点からすると批准が疑わしいインドやイスラエルを含んでいる。これらの国が事実上CTBTの発効に拒否権をもつことに警戒感が強く、この項の修正を求める折衝が行われるであろう。

苦勞がにじむ前文

すべての核兵器国がCTBTが成立した後においても、研究所実験を継続することによって核兵器を維持し続けることを公然と表明している。それに反発して、非同盟諸国やいくつかの西側諸国は核兵器国の核軍縮を促進する内容を前文にもりこむ努力をしてきた。

その急先鋒はインド案であり、核兵器国に時間枠を決めた核軍縮を求める内容に

2ページへつづく →◆

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

米、未臨界実験を延期

6月18日にネバダ核実験場で実行される予定であった米国のいわゆる未臨界実験は当面延期されることになった。

米エネルギー省は、すべての爆発実験を禁止する「ゼロ・イールドのCTBT」に抵触しない実験の一つとして、計6回の未臨界実験を行うと予告していた(本誌12、13号、15号参照)。この発表のころ、米国は4月までにCTBTの合意を成立させることをめざしていた。しかし、6月末までの合意期限を迎えて、交渉が微妙な段階にあるこの時期に、実験を行うことを避けたものと考えられる。⑩

なっている。核兵器国がそれに同意する状況にはない現状で、非同盟諸国の多くはインド案を支持しながらも、それに固執することには疑問を投げかけていた。

そんななかで、ラマカーはインド案が条約の目的として掲げていた「核兵器の質的改良と開発の停止」という言葉を使って、次の一節を前文に盛り込んだ。「あらゆる核兵器実験の爆発やその他の核爆発の終結が、核兵器の開発と質的向上を制約したり高性能の新型核兵器の開発を終わらせることによって、核軍縮とあらゆる側面の不拡散の有効な手段となることを確信し、…」

つまり、CTBTの目的としてインドによって提案されていた「核兵器国の質的向上や新型兵器の開発の終了」を、CTBTの結果として「それらができなくなる」という表現に変更し、ラマカーはインドと核兵器国の両方を納得させようとしたのである。

ラマカーのこの提案は、米国のホルム軍縮大使が1月のCD開会冒頭で演説した内容を踏まえていることも指摘しておきたい。ホルムは、CTBTは核兵器国を制約するものであり、それが成立すると核爆発励起X線レーザー兵器などの指向性エネルギー兵器、核散弾銃、電磁パルス兵器、マイクロ波兵器、放射能兵器などの計画が放棄される、と指摘した。そして、「CTBTの基本的な影響は、NPTのように核兵器の獲得を阻止するというよりも、すべての国の核兵器能力の進歩を阻止することである」と述べたのである。だとすれば、この案は呑めるはずだ、とラマカーは言外に言っている。(レベッカ・ジョンソン、サイモン・キャロル(グリーンピース)の情報を参考にしてみた。) ㊦

中国核実験強行 二重爆発：英国と並ぶか

6月8日、中国が核実験を強行した。44回目の実験とされているが、米国の衛星観測によると2個の爆発跡があるという。もしこれが確認されると、中国はイギリスと並ぶ、45回の核実験を行った国となる。

場所は中国唯一の核実験場ロプノル(第4号参照)、オーストラリア地震センターの観測で爆発威力は20～80キロトン。目的は移動式ICBM用の小型核弾頭の開発ではないかという観測が強い。

中国の核実験に何の大義もない。世界



会議ホテル「ヒョルトヴィッケン」の玄関に並んだシンポジウム参加者(96.6.1)

印象記：INESAP会議

『不拡散から核兵器のない世界へ』

5月30日～6月2日、エーテボリ(スウェーデン)

新緑のスウェーデンは絵はがきのとおり美しい国であった。会場となった場所は、エーテボリ郊外のヒンドスという村にある会議専用の小さなホテルであった。湖畔にあって、食堂の広いベランダから見える森と湖の景色は、明るく澄んだ静けさにつつまれていた。

シンポジウム『不拡散から核兵器のない世界へ』を主催したINESAPというのは「核拡散に反対する科学技術者の国際ネットワーク」であるが、ここでいう科学者とは自然科学者にかぎらない。また、運動家と言うべき参加者も多く含まれており、専門知識を持つものと草の根運動との、よき接点となるような討論の場であった。本誌でフォローしているネットワーク「核廃絶2000」や世界法廷プロジェクトからも、代表が参加していた。

今回のこの会議への私の参加は、PCDSや「核軍縮研究会(NDJ)」、「NEPAの会」の支援を得て行われた。

会議で得られた貴重な情報は本誌でも伝えてゆくが、とりあえず印象的なことをまとめておきたい。

途上国からの参加が多いのが印象的であった。インド、パキスタン、アルゼンチン、メキシコ、ブラジル、エジプト、イスラ

中の市民の中国非難の声を強めたい。しかし、日本の市民は同時に日本政府への抗議を行うのがすじである。核抑止論に立ってアメリカの核の傘を肯定す

エル、中国からの参加者があった。これらの国からの参加者がいることが、この会議の強みであろう。西欧諸国の反核会議ではない要素をもたらしていた。

昨年8月の広島のパグウォッシュ会議と重なる参加者も多かった。冒頭には、パグウォッシュ事務局長も、一個人の資格で問題提起した。

核兵器のない世界への機運について、その希望的側面を強調する意見と、その時期は過ぎたとする意見とが交錯した。後者の意見は、CTBT後も続けられる、いわゆる「研究室実験」の動向に触発されていた。概して、研究室実験についての関心が高かった。

核廃絶条約、ミサイル防衛についてのプロジェクトにINESAPとしての取り組みが確認された。前者については、包括的な条約の必要性を明らかにしつつも、段階的達成も絶えず獲得してゆくという姿勢が強調された。

私は、非核地帯拡大に東北アジア非核地帯への現実的アプローチについて提案したが、この地域の民間専門家会議の必要性を痛感した。来年、上海で会議を開くという計画が決まり、期待している。(梅林宏道) ㊦

る立場では、中国の核実験に理解を示さざるをえない。日本政府の核政策は矛盾している。㊦

●文献紹介

「フランス核実験の 36年・1960-1996」 待望の実証的告発

Bruno Barillot

“Les essais nucleaires francais, 1960-1996
Consequences sur l'environnement et la sante”
(Centre de Documentation et de Recherche sur
la Paix et les Conflits)

本誌第5号(95.9.15)は、フランスの「平和と紛争に関する資料・調査センター」(リヨン)のブルーノ・バリヨが作成したポリネシア人の癌に関する調査レポートを紹介した。『毎日新聞』(95年10月12日夕刊)がこれを大きく紹介して、多くの関心を集めた。レポートはやがて出版される総合報告の一部であるとされたが、その報告が本として出版された。「フランス核実験の36年・1960-1996—その環境と健康への影響」(400ページ)。今のところフランス語でしか読めないこの本の重要性にかんがみ、「パシフィック・ニュース・ブレイク」(96.3)が内容を紹介したので、それを要約した。

サハラ砂漠における 大気圏実験

フランスが核実験を開始した1960年は、三つの核保有国(アメリカ、イギリス、ソ連)が1958年11月に決定したモラトリウムの最中であり、当時すでに、核爆発の危険性や広島と長崎への原爆投下の被害について多くが知られていた。フランス当局は、環境と健康に対する危険を十分承知の上、1960、61年にサハラ砂漠(アルジェリアのレグラーヌ)で4回の大気圏実験を行なったのである。レグラーヌでの実験の際に起きた事故で関係者が傷ついたことは知られており、また、実験場近くのオアシスの住民の健康に深刻な影響があったとの証言もある。

サハラ砂漠における 地下核実験

1961年～66年、フランスはホガーに13回の地下核実験を行なった。1962年5月1日の事故で2名のフランス公使と数名の軍人が放射能で汚染したとの情報が公になっている。地元の労働者も同様に汚染したとの証言もある。実験場周辺の放射能を除去するために、大規模な作業が行われなければならなかった。サハラ砂漠にある二つのフランスの核実験場でどのように汚染が除去されたのか、今でも放射能測定が行なわれるべきなのかはわかっていない。

ポリネシアにおける 大気圏実験

◎大気圏実験

太平洋実験センター(CEP)設置以前

の1962年にガンビエ諸島に「ロケット実験センター」をつくと発表しフランスは、1966～71年に、41回の大気圏実験を行なった(訳注:他の文献によれば1966～74年に46回)。うち36回がムルロア、5回がファンガタウファで行なわれた。1963年に調印された部分核実験禁止条約を無視してのことであった。

◎実験場周辺への影響

1990年、トゥアモトゥ諸島のココナツミルクの分析が行なわれたが、核に汚染された環礁に近づくほどミルク中のセシウム137の濃度が高かった。ムルロアから110キロのトゥレイアでは、1974年のココナツミルク中のセシウム137が1990年に比べて18倍であり、1990年のトゥアモトゥ北部に比べて約60倍であった。1990年にフランス核実験センター(DIRCEN)がムルロアの植物中のプルトニウムを測定したが、標本が関係者が生活していた地域で大気圏実験終了後に植えられた木から採取したものだったため、ほとんどが何も発見されなかった。ムルロアのラグーン(礁湖)での漁は長い間禁止され、現在も「規制」されている。公式の理由はシガテラ(魚が毒性をおびること)のためであるが、1977年にDIRCENは、はしけからの実験がラグーンの魚を汚染したことを肯定した。

DIRCENが国連の「放射線の影響に関する特別委員会」(UNSCEAR)に送った報告書には、実験場から800キロ以内での放射能測定値は含まれていない。当局のプロパガンダは、実験の無害性を証明するために決まってファンガタウファが鳥の島であることを示した。しかし、ファンガタウファの鳥類は大気圏実験によって殺されている。

◎実験場以外への放射性降下物

とその影響

1966年7月2日のポリネシアで最初の核実験の際、トゥレイアとガンビエ諸島の住民は一般市民の1年間の制限量の2～4倍の放射線を浴びた。同年9月11日の実験後、サモア(ポリネシア西部)の雨水の放射能は許容量の4倍であった。ニュージーランド国立放射線研究所が太平洋のすべての島しょ国家においている観測所での測定値は、大気圏実験のたびに値が上がることを示している。

ポリネシアにおける 地下核実験

◎地下核実験とその結果

ポリネシアでの地下核実験は1975年に始められた。DIRCENは、実験開始以前に、環礁の外側の傾斜が砕ける危険性について助言を受けていたにもかかわらず、環礁が実験に適しているとの決定を下した。ファンガタウファで2回の実験を行なったあとムルロアに移ったのは、主に地質学的理由によると考えられる。

1996年2月1日で、ムルロアで130回、ファンガタウファで10回の地下核実験が行なわれたことになる。その結果、環礁が沈んだというのは一致した見方である。核実験による人為的な環礁の沈下と自然の沈下とが合わさって、珊瑚礁の死をもたらした。

ムルロア環礁の亀裂を示す地図が公表される以前の1979年末でさえ、DIRCENは「北側断層」の破断の可能性に言及していた。破断は即、地下核爆発で生まれる放射性生成物の通路となる。民生用の核物質貯蔵場と同じく、環礁構造の中に水が存在する以上、放射性物質の貯蔵は禁じるべきなのである。環礁の崖

が砕ける危険性を知りながら、ムルロア環礁での地下核実験は続けられた。事実、最初の強力な実験で、崖が砕けた。火山学者は、実験による震動は本当の地震に相当し、古い火山の山腹を砕けさせ得ると考えている。何度かの事故のせいで、爆発後核物質の標本を採取する時の岩層掘削の作業中に、放射性生成物が前もって漏出してしまふ事態が起こった。問題はもはや、実験で出る放射性核種を環礁内に閉じ込めておけるかどうかではなく、それが外の環境に流れ出し続けるのがどれくらい続くかである。

実験場の核廃棄物

◎放射能で汚染された環礁

ムルロアとファンガタウファの環礁で約80億立方メートルの岩石が、地下核実験によって破碎された。破碎した岩石から、液体や気体の放射性廃棄物が外の環境へ浸出する。

◎ムルロアにおける放射性廃棄物の管理

核実験の放射能で汚染された廃棄物のうち、「弱い汚染」の固体廃棄物は、実験用の堅孔に沿って掘られた堅孔の上部に埋められた(実験用堅孔に埋められたこともある)。高レベルの放射性廃棄物を貯蔵するためには、ムルロアに特別な堅孔が掘られた。実験で出る放射能の標本を扱う施設からは液体の廃棄物が海に流されている。1981年3月には、大量の放射性廃棄物がラグーンとムルロア環礁全域に撒かれた。

◎ファンガタウファの放射線状況の評価

ファンガタウファ環礁の放射線状況は科学的に立証されていないが、放射能汚染がないことを証明する資料は公にされていない。1991年に、ファンガタウファ水道の反対側の海で微量のプルトニウムが測定された。DIRCENによれば、このプルトニウムは20年以上前のファンガタウファでの大気圏実験の時のものにちがいないと言う。ファンガタウファでは、地下核実験のための地上の建造物はない。こうした措置は、ファンガタウファの放射線状況がほとんど満足できるものでないためにとられたのである。

◎ハオの放射能汚染

1966～74年の大気圏実験期間中、ハオは実験場の後方基地であった。当時、フランス原子力庁(CEA)は環礁の上に放射性物質の標本を扱うための施設を意のままに建てることができた。ハオで生じた放射性廃棄物がどこへ行ったのか、またCEAの施設が汚染除去されたのか、解体されたのかはわかっていない。何トンもの金属がハオのラグーンに沈められ、そこでは今なおシガテラが発生している。

◎マンガレヴァとトゥレイアの放射能汚染

この二つは、人が住む島の中でもっとも放射性降下物の影響を受けた島である。島民を「守る」ためにシェルターが建てられ、1968年の水爆実験の際には、トゥレイアの住民はタヒチに「輸送」された。

◎必要な評価

公式の機関が国連(UNSCEAR)に送っている報告には明らかに不足がある。最近の報告では、ファンガタウファで採取した標本について言及されていない。

核実験の健康への影響

◎ポリネシアのガン

フランス当局は、ポリネシアの健康に関するデータがないのは、医学上の秘密だからであると言ってきた。南太平洋の国々に迫られて、ポリネシアはガンの登録制を始めた。フランス当局は、どんな統計を根拠にしているのか、1966年以来、実験はポリネシアのガンの発生に影響を与えてはいないと言いつけている。ポリネシアは南太平洋でもっともガンの発生率の高いところの一つである。ポリネシアの住民の健康調査は、当局から独立して行なわれなければならない。

◎ポリネシアにおける実験の安全性・事故

フランスの核実験場で起こった事故で知られているだけでも、33名の死者を出している。それは、禁止区域で獲った魚を食べたからだという証言が多くある。1979年7月5日に、コールド・テストに

使われたメケネス・バンカーで起こった事故は、2名の死者と2名の負傷者を出し、ムルロア環礁のドニース・ゾーンの深刻な汚染を引き起こした。

◎核実験場の労働条件と防護策

軍やCEA関係者よりも長く実験場にとどまるポリネシアの労働者は、それ故、もっとも核の危険にさらされる。事故を防ぐための手段がけつて本当に実行されたことがないが、これは、本来実験に使うべきでない場所で実験が行なわれたからである。防護壁、避難場所、汚染区域での活動の禁止など、保護と安全の問題は、環礁を実験場として使う故に避けられない結果から生じるのである。実験場で、軍当局とCEA自身は、労働法の履行を確認することになっている。

◎CEPの労働者に対する医学的追跡調査

核実験がCEPの労働者の健康に与えた影響について評価するのは、軍および民間のいろいろな機関が医学的追跡調査の責任をもつため、むずかしい。1995年8月以来、ポリネシア当局は、CEPの労働者に自身の医学的資料を一抱して入手できるようにすることを約束した。

◎ガンビア諸島のシガテラ

シガテラ—珊瑚の悪化による食物連鎖による有毒化—は、当局が核汚染を否定する口実として使われてきた。が、DIRCENによる最近の研究は、最初の威力の強い大気圏実験の直後にガンビア諸島でこの病気が劇的に発生したことを示した。

結論と勧告

◎評価

フランスが行なった大気圏実験は、まちがいなく大量の放射性降下物を降らし、レグラーヌ、ムルロア、ファンガタウファの実験場だけでなく、地域全体を放射能で汚染した。ポリネシアの周辺の島々に降った放射性降下物が外国の研究所によって測定され、フランスの主張とは逆に、ポリネシアの食物連鎖が影響を受けていることがわかった。いくつかの報告が示しているように、フランスは地下核

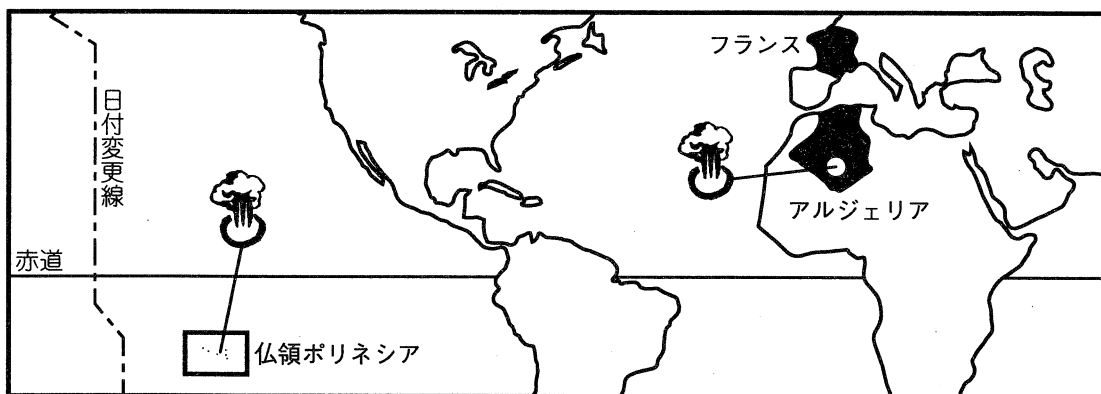
実験を始める前に、環礁の地質学上の構造などに及ぼす危険性について十分承知していた。最初の強力な爆轟が環礁の崖に断層と破碎を引き起こしたため、DIRCENは、実験をラグーンの地下へ、そして強い実験はファンガタウファのラグーンの地下へと移さざるを得なかった。フランスはムルロアの調査のためにいくつかの科学調査団を派遣したが、調査期間は短く、またDIRCENは調査団が実験場に自由に入ることを許さなかつ

た。フランスは定期的に、これらの調査団が発表する報告を実験の無害性の確認のために示したが、報告内容は政府の言い方よりもずっと厳しいものであった。クスター調査団は、環礁は地下核実験を行なうのにもっとも不適切な場所であるときえ述べた。

フランスの核実験が、健康とりわけガンの発生に影響を与えてきたことは、サハラ砂漠や太平洋の核実験場で働いた地元の人々や周辺地域の住民の話が

示している。フランス政府はこのことをつねに否定しているが、信頼し得る科学的根拠は示していない。

フランスは、つねに国際世論を愚弄して実験を行なってきた。そしてフランスが1992年に発表し、アメリカ、ソ連、イギリスが同意した4カ国のモラトリアムを1995年6月にフランスが破り、核実験を再開した。このことは、ヨーロッパの同盟国の大多数をも含めた、先例のない国際的な抗議を引き起こした。



勧告

◎真実と防衛秘密について

フランスは核実験の終了を宣言したが、フランス当局が、軍事秘密という封印の下に、実験中に起こった事故や、実験場で働いた民間人および軍人の健康、実験場の放射線状況、実験で生じた廃棄物の管理、そして実験の本当の費用に関する資料を隠し続けることを妨げるものは何もない。

真実が明らかになるためには、フランスが最近示した公開性への要求が実行されなくてはならない。過去数カ月間に国防省が用意した資料は、いくつかの事実を確認したり、新しい情報を少し提供したりしていても、尋ねる権利をもつ人々の質問にまったく答えておらず、まだプロパガンダの道具にすぎないと考えられる。

フランス当局は、正確な爆轟の座標、実験用竖孔の深さ、正確な爆発の威力、廃棄物の最終保管場所といった不可欠のデータを提供することが必要である。

また一方で、実験場で働いた人々の話を見過ごさないことが大切である。ポリネシアの元労働者の事故などの事実についての説明が、彼らが知り得ないはずの公式の報告ときわめて一致してい

た場合が多くあった。

◎実験の無害性の証明について

もしフランスが、実験の無害性を証明したければ、それは学際的で独立した科学調査団が完全に自由に行なった研究によらなければならない。この調査団が国際的なものであることは不可欠であるが、これは同時にフランスの民主主義の問題であり、またフランス政府と実験にじかに関わったサハラ砂漠とポリネシアの人々との間の信頼に基づく関係の回復の問題なのである。

この調査団の構成と仕事は、包括的核実験禁止条約の交渉中に明確にすべきである。さらに、同様の調査団が、フランス以外の国が実験を行なったすべての実験場を調査することが望ましい。少なくともフランス市民は、このような独立した科学的調査を実現させるとの約束を、ジャック・シラク大統領に求めていくべきである。

◎実験場の回復について

アルジェリアとポリネシアが、フランスの要求に反対しないような協調的な協定に署名していても、実験センターを閉じる前に、核実験場を回復しておくことはフランス人の責任である。

どのような条件の下でアルジェリアの実験場が回復されたのか、また本格的

な測定が行なわれているかどうか、定かではない。公衆の健康の問題を本当に考慮することを実現するような国際的な協定が望まれる。

包括的核実験禁止条約が、実験場の閉鎖を規定すべきであるが、同時に実験場での永久の測定を定める条文を設けるべきである。実験場では寿命の長い放射性元素が発見されているし、その危険性は本研究で見てきた通りである。この測定は、実験を行なった責任主体から独立した主体である機関の下に行なわれるべきである。

◎補償について

アメリカの核実験で環礁を回復不能なまで汚染されたビキニとロンゲラップの住民は、アメリカ政府から大きな補償金を獲得した。オーストラリアの先住民のマラリングは、大気圏実験を行なったイギリス政府を相手とする裁判で勝った。イギリスは、アボリジニの子孫に対する補償金も支払わなければならなくなった。

補償の問題は、正確で独立的な科学的調査が完了してから着手可能になる。前もって、実験に参加したすべての民間人と軍人、太平洋の実験場近くの島の住民、およびポリネシアのすべての住民について、特定の医学的追跡調査を行なうことを当局が確約することが望まれる。(要約:水野希代子) M

日誌

1996. 5. 21 ~ 6. 5

(作成: 笠本丘生)

GP=グリーンピース/ASEAN=東南アジア諸国連合/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/OECD=経済協力開発機構/CTBT=包括的核実験禁止条約/CD=ジュネーブ軍縮会議/PNE=平和的核爆発

- 5月21日 米スローコム国防次官、「中国、核実験を準備中、回数は不明」と指摘。実験準備は、ロプノール核実験場との見方。
- 5月21日 中国の、ロとウクライナからのSS18技術導入計画明るみに。米政府、ロ・ウクライナ両政府に技術提供阻止目指して働きかけ。中国側は「宇宙開発用」と主張。
- 5月21日 ジュネーブ訪問中の広島、長崎両市長に対し核保有国が実験室レベルでの核兵器実験の継続を示唆。両市長は反発。
- 5月22日 中国科学院と米テキサス核融合研究センター、2000年までに、トカマク型の核融合実験炉を中国国内に建設。新華社通信報道。
- 5月22日 KEDOと北朝鮮、軽水炉建設に従事する職員や韓国人技術者の法的地位などに関する「特権・免除および領事保護に関する議定書」に合意、調印。
- 5月22日 シラク大統領、OECD閣僚会議出席中の池田外相らと会談。仏核実験時に悪化した日仏関係が修復されつつあるとの認識示す。
- 5月23日 CTBT交渉中のCD本会議でパキスタン代表が演説。CTBTの発効条件として、核兵器保有5か国と核保有疑惑3か国すべての署名、批准を主張。
- 5月23日 中国と米研究センターの核融合実験炉建設報道について科学院幹部「最終認可は未決。米から一定の援助を受けるのみ」と訂正。
- 5月23日 スイスが1969~88年まで約20年間にわたってウランを秘密裏に貯蔵、核兵器製造を検討との事実明らかに。英有力紙タイムズ報道。スイス外務省も事実を確認。
- 5月24日 中国が、CTBT交渉の焦点となるPNE除外を、中国が受諾してもよい意向を示唆。一方でPNEの将来的にわたる全面禁止には難色。
- 5月24日 インド総選挙後初の国会でシャルマ大統領が冒頭演説。「現行の核政策の見直しが必要」と、与党人民党の核武装論強くにじむ。
- 5月25日 民間組織「英米安全保障情報評議会」代表、中核実験について「近く1回、今秋もう1回の計2回で終了」との見通し表明。実験の狙いは飛距離延長のための小型・軽量化と予測。
- 5月27日付 広島市立大の大場教授が昨年インターネットに開設したホームページ「広島原爆WW」が満1年。アクセス件数77万件超す。米からの利用が最多で30万件。
- 5月27日 1995年末時点の世界の核弾頭総数、前年比9%減の40,640個。66年の水準まで削減。環境問題研究機関ワールドウォッチ年次報告。
- 5月28日 CTBT交渉を進めるCDでラマカー議長(蘭)、議長作成の初の条約案を交渉各国に提示。中国主張のPNE除外やインド主張の核廃絶

京都で核軍縮会議開かれる

外務省が、12月に京都で「NPT延長後の核軍縮セミナー」を開催する。(財)日本国際問題研究所と共催。23ヶ国の軍縮担当者や、レベッカ・ジョンソンさん(英)ら民間の軍縮問題専門家が出席の予定。「日本版キャンベラ委員会」という位置づけもあるようだが、キャンベラ委員会の呼びかけとくらべると核兵器をなくするという強い意欲が伝わってこない。外務省が出した要項は以下の通り。

NPT延長後の核軍縮セミナー

平成8年4月

外務省軍備管理軍縮課

1. 経緯・趣旨

- (1) 95年6月の国連軍縮長崎会議において村山総理(当時)(総理が急遽出席を取りやめたため、実際には園田官房副長官が演説代読)は、NPT無期限延長決定が新たな軍縮時代の始まりを意味すると位置づけ、21世紀に向けた核軍縮のあり方について議論をより深めるために、96年の適当な時期に我が国において「NPT延長後の核軍縮セミナー」を開催することを提案した。
- (2) 本年4月のモスクワ原子力安全サミットにおいて、橋本総理より他のG7諸国及びロシアの首脳に対し、21世紀に向けた核軍縮の一層の進展を訴え、我が国のイニシアティブとして本件セミナーを12月に京都で開催することを紹介した。
- (3) 本件セミナーのねらいは、核兵器のない世界に向けた現実的核軍縮の中長期的方向につき実務的な議論をじっくり行える場を提供することにある。同時に、2000年に開催される次回NPT再検討会議の準備プロセスが1997年に開始されるところ、本件セミナーが、右準備プロセスを円滑に始めるための有益な足がかりともなればよいと考えている。

2. 時期:1996年12月2日(月)~5日(木) / 3. 場所:国立京都国際会館 / 4. 主催:外務省、(財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター(7月発足予定)の共催

5. テーマ:NPT無期限延長後の核軍縮

6. 議題(予定)

- (1) NPT再検討プロセスの強化
- (2) 冷戦終結後の安全保障環境の変化と核軍縮
- (3) 当面の多国間の核軍縮課題(CTBT、カットオフ)
- (4) 核兵器国による核兵器削減
- (5) カットオフ後の核軍縮の展望

7. 参加者(計35名程度を予定)

- (1) 各国政府関係者 日本以外では、米、露、英、仏、中、豪、加、独、蘭、ハンガリー、インドネシア、マレーシア、スリランカ、メキシコ、コロンビア、エジプト、イラン、ナイジェリア、南アフリカ、印、パキスタン、イスラエルからの参加を予定(現在各国に人選を要請中)
- (2) 国内外の研究者等(12名程度)

(了)

時期明記は退ける。

- 5月30日 CTBT交渉で議長案からPNE除外が退けられた点について中国外務省・沈・報道局長、「大きな柔軟性で対応」と、最終的には議長案に応じる姿勢示唆。
- 5月31日 栗田・福井県知事、開催中の原子力政策円卓会議で、プルサーマル計画を拒絶する考え表明。全国で知事の拒否表明は初めて。
- 6月1日 ウクライナのクチャマ大統領、「領内の全戦略核弾頭のロ移送完了」との声明発表。核弾頭は、解体の予定。
- 6月1日 伊の検察当局、伊や東欧で武器や核物質を密輸していた国際的犯罪網の摘発開始を発表。ロ・自由民主党のジリノフスキー党首が核物質の密輸に関与との情報も。
- 6月1日 政府、中核実験再開の場合も円借款実施の方針固める。日中関係の維持優先との判断。

- 6月3日 中国の武・駐日臨時代理大使、会見で核実験再開をめぐる円借款凍結論に触れ「核実験と経済協力の結びつけには反対」と日本側の動きを牽制。
- 6月3日 ビキニ環礁、「ダイバーの楽園」として開放される。米専門調査団が「残留放射能、短期滞在なら人体に影響なし」と報告。旧ビキニ島民の帰島実現に向けた足がかりに。
- 6月4日 中国とASEANの相互関係強化うたう共同声明、ASEAN側が不同意。東南アジア非核地帯条約に中国側から前向きな言及がないなどが理由。
- 6月4日 米ホラム軍備管理軍縮局長、CTBT交渉について、ラマカー議長の条約案を「極めて建設的な前進」と高く評価。
- 6月5日 CTBT交渉でのPNEの扱いについて中国、条約締結後の再検討会議での協議を提案。「PNE除外」の条文への明記にはこだわらず。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志沢勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、水野希代子(PCDS)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田真里子(平和資料協同組合)、吉永瑞能(市民活動FAX情報ネット)、梅林宏道